証券コード　6063
平成28年3月9日

株　主　各　位

東京都文京区小石川一丁目21番14号
日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
代表取締役社長　吉　　田　　一　　正

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月24日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年３月25日（金曜日）午前11時（午前10時30分受付開始）
２．場　　所　　東京都文京区春日一丁目16番21号　文京シビックセンター26階
　　スカイホール
　　（末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご来場ください。）
３．目的事項
　報告事項　１．第13期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第13期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
　　第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第５号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件
　　第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
　　第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

●次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

したがって、本招集通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

●株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

≪当社ウェブサイト≫http://emergency.co.jp/

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府及び日銀の各種政策の効果により、企業収益や雇用情勢が改善されるなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、個人消費については、長引く消費税増税の影響に加え、円安による物価上昇等から消費者の節約志向は強く、また、中国経済を始めとした不安定な海外経済の動向も懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要事業の業績に影響を与える海外出国者数につきましては、円安の影響等により平成27年の全ての月において対前年同月比で減少し、平成27年全体では16,212千人で前年比4.1％減となりました。（日本政府観光局（JNTO）調べ、12月はJNTO推計値）。

一方、海外からの訪日外客数は、継続的な訪日旅行プロモーションによる訪日旅行需要の拡大、円安による訪日旅行の割安感の定着、ビザの大幅緩和、消費税免税制度拡充等により、前年比47.1％増で過去最高の19,737千人となりました。

当連結会計年度は当社の主要業務である海外における日本人顧客向けの医療アシスタンスサービスにとっては海外出国者数の減少という厳しい環境でしたが、当社は医療アシスタンスに加え、セキュリティアシスタンスサービスを提供する海外リスクマネジメント会社と提携するなどして顧客満足度を最大化するべく努力して参りました。その結果、売上は海外旅行保険の付帯サービス、事業法人向けアシスタンスサービス、留学生危機管理サービス、セキュリティ・アシスタンスサービスの提供が比較的好調に推移いたしました。

また、国際医療事業につきましては、平成27年９月に「医療渡航支援企業」に認定された結果、認知度が向上し信頼が増し、訪日医療患者の数も堅調に推移したため売上高が伸びました。その結果、当連結会計年度の売上高は、2,530百万円となり、前期と比べ15.0％の増収となりました。

費用に関しましては、円安による海外センターコストの増加と事業規模の拡大に対応する支出増で前期比では増加しておりますが、平成27年度の経営目標である「EAJリエンジニアリング」活動により、コストコントロールと効率的なサービス提供体制の構築を図ることで費用増は一定程度抑制され、当初想定を下回りました。

この結果、当連結会計年度の売上原価は1,942百万円（前期比9.0%増）、販売費及び一般管理費が453百万円（前期比2.4%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業利益は135百万円（前期 営業損失24百万円）、経常利益は131百万円（前期 経常損失26百万円）、当期純利益は89百万円（前期 当期純損失35百万円）となりました。

セグメントの状況は次のとおりであります。

（医療アシスタンス事業）

前述のとおり、円安等の影響で海外出国者数は大幅に減少しており、当社事業にとっては大きな減収要因であります。

一方、海外における高額医療事故が増加傾向にあります。高額医療事故はシニア層の割合が多く、医療搬送が必要となり高額となるケースや、転倒による骨折等が原因で長期入院するケースが発生しており、医療アシスタンスサービスに対するニーズは益々増加しております。

そのような状況の中で、当連結会計年度は海外旅行保険の付帯サービスのシェア拡大による売上高の増加や、事業法人向けアシスタンスサービス、留学生危機管理サービス、セキュリティ・アシスタンスサービスの提供が好調であったため、営業利益は堅調に推移いたしました。

また、シェア拡大に伴う業務量の増大に対応するべく、社内体制強化を図りました。高機能電話システムを用い、アジア、アメリカ、ヨーロッパに設置されている全センターを１つのヴァーチャルな拠点として捉えることで、お客様からの電話に対して漏れなく心のこもった対応を効率的に提供できるよう社内体制整備とシステム習熟に努めております。

また、費用については、平成27年度の重点目標である「EAJリエンジニアリング」への取組みがコストの削減に寄与したことや、人件費が当初計画を下回ったことで抑制することができました。

国際医療事業につきましては、9月に「医療渡航支援企業」の認証を得たことを追い風に海外からの外国人患者受入事業を着実に実施しております。また、円安に伴い訪日外客数が増加するため、緊急対応として外国人患者を日本の医療機関に紹介するサービス提供数も増加しております。

日本の医療を海外に紹介する取組みとして、12月にはアラブ首長国連邦（UAE）でアブダビ国営石油会社と共催で日本医療紹介セミナーを実施し、また、放射線医学ワークショップを開催いたしました。

10月にはインドネシア共和国社会省の防災視察団が当社を訪問し、当社の救急救命士と国の防災システム等に関して意見交換をしております。

フランスのパリで同時多発テロが発生するなど世界各地でテロや内乱等に遭遇するセキュリティリスクが高まっています。そのため、海外でグローバルに活動する企業や大学では医療のみならずセキュリティも含めたトータルリスク管理に対するニーズが増えております。

当社は４月からユナイテッド・ヘルスケアグローバル社と、９月にスパーテント・グローバル・ソリューションズ社とパートナーシップ契約を締結し、全世界でセキュリティのアシスタンスサービスを提供しております。

このようなセキュリティアシスタンスと医療アシスタンスを同時に提供することで企業や大学のトータルリスク管理のニーズに応えることができ、法人・大学に対する売上高も増加しております。

これらの結果、医療アシスタンス事業の売上高は2,111百万円（前期比18.8％増）、セグメント利益は379百万円（前期比98.3％増）となりました。

（ライフアシスタンス事業）

当社は提携会社のカード会員であるお客様のあらゆる要望にお応えできるように社内の体制を強化し、またコンシェルジュノウハウの蓄積と厳しい品質管理・社内教育を実施しております。

このような高品質のコンシェルジュサービスの着実な提供で、業績は順調に推移しており、当社のコンシェルジュサービスに対する評価と認知度が高まっております。

この結果、ライフアシスタンス事業の売上高はセグメントの変更もあって419百万円（前期比0.6％減）、セグメント利益は103百万円（前期比12.8％減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、事業規模の拡大に伴う事務所の拡張や業務システムの導入等、当社の経営基盤を増強するための設備投資を行っております。当連結会計年度の設備投資額（有形固定資産及び無形固定資産の取得価額）は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度
医療アシスタンス事業	55百万円
ライフアシスタンス事業	3百万円
計	59百万円
消去又は全社	6百万円
合計	66百万円

医療アシスタンス事業では、主にコールセンターシステムを全社統一化するための設備投資、並びに基幹システム、運送機器について設備投資を行いました。

ライフアシスタンス事業では、業務効率化のための設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達は行っておりません。

(2) 連結会計年度の財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (平成24年12月期)	第 11 期 (平成25年12月期)	第 12 期 (平成26年12月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売上高（千円）	1,892,851	1,983,622	2,199,909	2,530,977
経常利益又は経常損失（△）（千円）	129,032	25,389	△26,440	131,367
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	75,461	14,261	△35,570	89,507
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	33.84	5.96	△14.71	36.71
総資産（千円）	1,052,628	1,594,159	1,995,625	2,048,360
純資産（千円）	557,748	610,214	594,552	668,653
1株当たり純資産額（円）	234.47	253.22	244.85	271.24

（注）1．平成24年３月23日付で普通株式１株につき400株の株式分割を行っております。
2．平成27年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額は第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (平成24年12月期)	第 11 期 (平成25年12月期)	第 12 期 (平成26年12月期)	第 13 期 (当事業年度) (平成27年12月期)
売上高（千円）	1,868,590	1,952,564	2,164,877	2,498,619
経常利益又は経常損失（△）（千円）	108,395	5,865	△55,676	80,840
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	60,143	816	△63,047	61,908
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	26.97	0.34	△26.08	25.39
総資産（千円）	975,379	1,468,846	1,797,194	1,853,572
純資産（千円）	494,311	504,765	435,201	495,376
1株当たり純資産額（円）	207.80	209.46	179.34	202.21

（注）1．当社は平成24年３月23日付で普通株式１株につき400株の株式分割を行っております。

2．平成27年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額は第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算定しております。
3．第10期は、医療アシスタンス事業において、円高を背景にした海外旅行保険の付帯としてのサービス提供による取扱い件数の増加、上場費用及びタイセンターの拡張などサービス品質強化のための先行投資を実施したことにより、増収減益となりました。
4．第11期は、医療アシスタンス事業において、海外旅行保険の付帯としてのサービス提供による取扱い件数の順調な推移があったものの、円安により海外センターへの支払い金額の増額、及び、サービス品質強化のための先行投資を実施したことにより、増収減益となりました。
5．第12期は、ビジネス拡大により医療アシスタンス事業及びライフアシスタンス事業の売上が堅調に推移したものの、円安により海外センターへの支払い金額の増額、及び、業務量増加を見越して先行投資を実施したことにより、増収減益となりました。
6．第13期は、ビジネス拡大により医療アシスタンス事業及びライフアシスタンス事業の売上が堅調に推移し、円安により海外センターへの支払い金額が増額し人材やＩＴ投資を実施したものの、効率的な業務運営を実施できたことにより、増収増益となりました。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.	150,000USドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供
北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司	250,000USドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供
Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.	165,000シンガポールドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供
Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.	7,000,000タイバーツ	100.0% (5.7%)	医療アシスタンスサービスの提供
Emergency Assistance Bangladesh Co., Ltd.	10,000,000バングラデシュタカ	51.0%	医療アシスタンスサービスの提供

（注）１.当社の連結子会社は、上記の重要な子会社５社であります。
２.議決権比率の（）内の数値は間接所有割合を内数で記載しております。

⑷ 対処すべき課題

平成28年度の目標は、「オペレーショナル・エクセレンス」の追求で、EAJのオペレーションを徹底的に磨き上げます。オペレーショナル・エクセレンスを確立することで顧客の期待を上回るサービスを提供し、一段と強い競争力を身につけ、他社の追随を許さない圧倒的な優位性を追求します。

そのための具体策として３項目からなる重点事業目標を定めました。

この目標に当社グループの全員が一丸となって取り組むとともに、平成27年度から取組んでいる「EAJリエンジニアリング」を継続して少数精鋭化を更に推し進め、業務品質の向上と効率化の両立をはかります。

また、強固な事業基盤の上に新規事業領域を拡大し、長期的な発展企業を目指します。

［全社重点事業目標］

①オペレーショナル・エクセレンスの追求

当社グループ全組織において、抜本的な品質向上と効率向上を両立する業務運営を実行します。

重点対象分野としては医療アシスタンス＆コンシェルジュ業務、ICT、国内外ネットワーキング、営業、マーケティング、商品改造・商品開発、事業開拓力、事業開発力、グループガバナンスとします。

②リエンジニアリングの継続

平成27年度の重点目標である「EAJリエンジニアリング」を平成28年度も継続して実施します。

各組織の少数精鋭化と業務効率の向上推進を図るとともに、EAJグループ全体のコミュニケーション推進による連携の強化を通じて、グループ全体の組織力の強化を図ります。

③事業基盤の横展開による新規事業の獲得

EAJの医療アシスタンス事業、７カ国に存在する海外センター、海外とのネットワーク、コンシェルジュスキル、社内の救急救命士、看護師等などの社内特有の経営資源を活用してインバウンド医療ビジネス（医療コーディネート＆医療アシスタンス）の確立、救急・救命分野の事業開拓、法人の新規開拓等を実施し、売上を増加させ、収益とリスクのバランスの取れた経営を実践します。

⑸ **主要な事業内容**（平成27年12月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
医療アシスタンス事業	海外旅行や海外駐在、海外渡航中に病気や怪我をされたユーザーが、自国にいるときと比べて不自由なく必要な医療を受けられるようにご支援をするサービス
ライフアシスタンス事業	クレジットカード会社のカード会員に対するコンシェルジュサービスを提供し、「より気持ちよく、より楽しい」海外での生活を過ごしていただくためのご支援をするサービス

⑹ **主要な営業所**（平成27年12月31日現在）

当　社	本社　　：東京都文京区 大阪オフィス：大阪府大阪市中央区 イギリス支店：West Sussex, United Kingdom
Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.	本社：Richmond,Virginia U.S.A.
北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司	本社　　：北京市朝陽区 上海オフィス　：上海市静安区 広州オフィス　：広東省広州市天河区 大連オフィス　：遼寧省大連市中山区
Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.	本社：Singapore
Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.	本社：Wattana, Bangkok, Thailand
Emergency Assistance Bangladesh Co., Ltd.	本社：Dhaka, Bangladesh

⑺ 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
医療アシスタンス事業	182（16）名	△8（5）名
ライフアシスタンス事業	48（5）名	1（△2）名
管理部門等	29（3）名	△8（3）名
合計	259（24）名	△15（6）名

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
163（21）名	△7（7）名	39.1歳	4.6年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	305,038千円
株式会社みずほ銀行	200,000千円
株式会社三井住友銀行	179,420千円
株式会社りそな銀行	60,016千円
株式会社横浜銀行	70,000千円
株式会社千葉銀行	50,000千円

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成27年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　　8,304,000株

（注）平成27年８月14日開催の取締役会決議により、平成27年９月１日付で株式分割（１株を２株に分割）に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は4,152,000株増加しております。

② 発行済株式の総数　　2,450,000株

（注）１．平成27年９月１日付の株式分割（１株を２株に分割）により、発行済株式総数は1,224,600株増加しております。

２．ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は12,000株増加しております。

③ 株主数　　1,171名

④ 上位10名の株主の状況

株主名	持株数	持株比率
吉田一正	852,000株	34.77%
ヴァンタークルーズヘルスサービスインク	294,400株	12.01%
白水秀樹	121,200株	4.94%
日本証券金融株式会社	70,800株	2.88%
株式会社ＳＢＩ証券	53,900株	2.20%
近藤定典	34,100株	1.39%
氷鉋健一郎	33,600株	1.37%
近藤仁	27,700株	1.13%
楽天証券株式会社	20,900株	0.85%
スティーブ・アール	19,200株	0.78%

（注）持株比率は自己株式（148株）を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（平成27年12月31日現在）

		第２回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		平成22年12月30日	平成27年８月14日
新株予約権の数		20個	72個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）３		普通株式 16,000株 （新株予約権１個につき800株）	普通株式 14,400株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）３		新株予約権１個当たり 250,000円 （１株当たり313円）	新株予約権１個当たり 273,900円 （１株当たり1,370円）
権利行使期間		平成25年１月１日から 平成32年10月31日まで	平成29年８月18日から 平成37年２月28日まで
行使の条件		（注）１	（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 ９個 目的となる株式数 7,200株 保有者数 ２名	新株予約権の数 72個 目的となる株式数 14,400株 保有者数 １名
	監査役	新株予約権の数 11個 目的となる株式数 8,800株 保有者数 ３名 （注）４	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

（注）１．第２回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

1)新株予約権者は、権利行使時まで継続して当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、使用人又はこれに準ずる地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合は、この限りではありません。

2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。当社が新株予約権の行使可能期間中にいずれかの金融商品取引所に上場していない場合は、権利行使ができません。

3)その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

２．第４回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

1)新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役、使用人又はこれに準ずる地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合は、この限りではありません。

2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
3)その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

3．平成24年3月23日付で行った株式分割（1株につき400株の割合）、及び、平成27年9月1日付で行った株式分割（1株につき2株の割合）により、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

4．監査役が保有している新株予約権11個のうち５個（目的となる株式数4,000株、対象者１名）は、使用人として在籍中に付与されたものです。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第４回新株予約権
発行決議日	平成27年８月14日
新株予約権の数	48個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）2	普通株式　9,600株 （新株予約権１個につき 200株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）2	新株予約権１個当たり 273,900円 （１株当たり　1,370円）
権利行使期間	平成29年８月18日から 平成37年２月28日まで
行使の条件	（注）1
当社使用人の保有状況	新株予約権の数　48個 目的となる株式数　9,600株 交付者数　９名

（注）1．新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
1)新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役、使用人又はこれに準ずる地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合は、この限りではありません。
2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
3)その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

2．平成27年８月14日開催取締役会決議により、平成27年９月１日付で１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉田一正	EJUS取締役、EJS取締役、EJC董事長 EJT取締役、EJB取締役
取締役副社長	石井弘之	営業部、B1事業部門、B2事業部門担当 EJC董事兼総経理
常務取締役	前川義和	管理部担当、IR室長
取締役	千代隆明	ネットワーク部、N事業部門担当 ネットワーク部長、国際医療事業部長 国際プロジェクト事業部長
取締役	ソル・エーデルスタイン	EJUS代表取締役 Vanter Cruise Health Services,Inc.CEO ジョージワシントン大学教授
取締役	北野選也	一般社団法人Medical Excellence JAPAN 業務執行理事、EJB取締役
常勤監査役	榊原牧子	
監査役	勝田和行	
監査役	三宅秀夫	三宅秀夫公認会計士事務所所長 株式会社マネジメントエンジン・ジャパン代表取締役

（注）1．監査役勝田和行氏及び監査役三宅秀夫氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
2．監査役三宅秀夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3．当社は監査役勝田和行氏及び監査役三宅秀夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．EJUSの正式名称はEmergency Assistance Japan （U.S.A.）, Inc.であります。
5．EJSの正式名称はEmergency Assistance Japan （Singapore） Pte. Ltd.であります。
6．EJCの正式名称は北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司であります。
7．EJTの正式名称はEmergency Assistance Thailand Co.,Ltd.であります。
8．EJBの正式名称はEmergency Assistance Bangladesh Co., Ltd.であります。
9．B1事業部門とは、RMS部及びCA部をいいます。
10．B2事業部門とは、CRMS部をいいます。
11．N事業部門とは、国際医療事業部及び国際プロジェクト事業部をいいます。

12. 当事業年度中に退任・辞任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
スティーブ・アール	平成27年３月25日	辞任	当社取締役、EJUS取締役、EJS取締役、EJC董事、EJT取締役

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役 （うち社外取締役）	６名 （－名）	70,084千円 （－千円）
監査役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	6,600千円 （3,000千円）
合計 （うち社外役員）	９名 （２名）	76,684千円 （3,000千円）

（注）１．当事業年度末日現在の取締役は６名ですが、うち取締役１名は無報酬であり、上記人員には含めておりません。

２．取締役の上記人員には、平成27年３月25日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した取締役１名を含めております。

３．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

４．取締役の報酬限度額は、平成24年３月23日開催の第９回定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

５．監査役の報酬限度額は、平成24年３月23日開催の第９回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

６．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
当事業年度に係るストック・オプション費用2,494千円（取締役１名）

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役三宅秀夫氏は、三宅秀夫公認会計士事務所所長及び株式会社マネジメントエンジン・ジャパンの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
監査役　勝　田　和　行	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会14回のうち12回に出席いたしました。保険会社における監査役としての経験と公益社団法人日本監査役協会における常任理事としての経験に基づく高い専門的知識を活かし、主にコンプライアンスの観点から、議題・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役　三　宅　秀　夫	当事業年度に開催された取締役会19回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査につき必要な発言を適宜行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額であります。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、取締役および社員、その他の従業員が法令および定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範を示した「EAJ行動規範」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行い、取締役および使用人が一丸となって法令遵守の徹底や企業倫理の確立に努める。また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、教育、啓蒙等必要な諸活動を推進する。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内相談・報告体制として、「内部通報制度運用規程」に基づく、内部通報制度を整備・運用する。

ロ．業務執行部門から独立した内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに被監査組織へフィードバックする。

ハ．当社は、市民社会の秩序ならびに健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わない。反社会的勢力からの接触や不当要求に対しては、管理部を担当部署とし、不当要求防止責任者を選任のうえ、所轄官庁および関連団体と緊密に連携を図りながら、その排除に努めるとともに、組織全体で毅然とした態度で臨むことを徹底する。

ニ．当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制システムの構築を行う。その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備し、運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役が「稟議・決裁規程」に基づいて決定した文書など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書および電磁的記録等管理規程」に基づき、保存・管理する。

ロ．当社は、情報セキュリティに関する基本方針および諸規程の整備ならびにパソコン、データ、ネットワーク等、各種情報のインフラに対して内外からの脅威が発生しないよう、適切な保護対策を実施する。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理基本規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を整備、構築する。

ロ．「リスク管理基本規程」に基づき、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、適切なリスク管理を推進する。

ハ．不測の事態が発生したときは、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる努力をする。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、年度予算を立案し、全社的な目標および各組織の目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則毎月一回、取締役会で報告し、以後の活動に反映して効率的な職務執行を目指す。

ロ．また、定例の取締役会を毎月一回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督などを行う。また、職務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、随時、テーマに関連する取締役および組織長を招集し、意思決定会議を行う。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役の職務に係る事項の当社への報告に関する体制

　当社は、「子会社管理規程」を定め、同規程に基づき当社グループの事業運営を実施するものとし、当社の取締役と子会社の取締役との間で、定期的に会合を行う。また子会社は同規程に定める重要事項について当社の承認を受けるとともに、同規程に定める経営状況、経営指標等の報告を行うものとする。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

　当社の「リスク管理基本規程」に基づき、子会社のリスク管理体制を構築させ、適宜報告を受けるものとする。

また、子会社において損失リスクが顕在化した場合には、「子会社管理規程」に従い速やかに当社に報告し、当社および当該子会社間で対策を協議・実施することで損失の拡大を防止する。

ハ．子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを対象とした年度予算を策定し、当社グループの目標および各子会社の目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則として毎月一回、子会社の取締役が参加する組織長会議で報告し、以後の活動に反映して子会社の効率的な職務執行を目指す。

また、職務執行に関する基本的な事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、随時、テーマに関連する当社の取締役および子会社の取締役を招集し、意思決定会議を行う。

ニ．子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「EAJ行動規範」、「コンプライアンス規程」および「内部通報制度運用規程」を当社グループ全体に適用し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備・確立を推進する。

また、当社の内部監査室は、定期的に当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社社長に報告するとともに、被監査子会社にフィードバックすることにより、当社グループ全体のコンプライアンス体制を強化していく。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は監査役の職務を補助するため、必要な使用人を配置する。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の補助使用人は、監査役の指揮命令に従うものとする。

また、当該補助使用人の人事異動・人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査役会の同意を得るものとする。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、監査役に報告する。

ロ．当社グループは、監査役への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループ内に周知徹底する。
ハ．内部監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告する。
ニ．通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況は定期的に監査役に報告する。
ホ．内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が希望する場合には、速やかに監査役に報告する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ．当社は、さまざまな機会をとらえて、当社グループの取締役、使用人の監査役監査に対する理解を深めさせ、監査役監査の環境を整備するよう努める。
ロ．当社社長は、監査役との定期的な意見交換会を開催し、監査役が意見または情報の交換ができる体制とする。
ハ．内部監査人は、監査役との連絡会議を定期的にまた必要に応じて開催し、取締役および使用人の業務の適法性、妥当性について監査役が報告を受けられる体制とする。
ニ．当社は、監査役が会計監査人と円滑に連携できる体制づくりに向けて必要な施策を実施する。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑹ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記(5)に掲げた体制に関して、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役および使用人の職務執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制に対する取り組み

イ．社長を委員長とするコンプライアンス委員会を年４回開催し、会社の体制・業務等のチェックおよび改善と教育・啓蒙活動を行いました。また、内部通報制度についても、内部通報制度運用規程に基づき、適正に運用いたしました。

ロ．内部監査室が全組織の内部監査を定期的に実施し、その結果を社長に報告するとともに、被監査組織にフィードバックしております。

ハ．取引先との間で締結する全契約書に反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込む他、反社会的勢力排除の活動を継続しています。

ニ．金融商品取引法に基づく内部統制システムが適正に機能しているか、全組織にわたり監査を実施し大きな問題の無いことを確認しました。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制に対する取り組み

イ．取締役会における意思決定の内容や職務執行状況の報告等を取締役会議事録に記録し、また、稟議決裁書には取締役の決裁、コメント等を記録しました。文書および電磁的記録等管理規程に基づき、これらの文書を保存・管理しております。

ロ．情報インフラを守るため、重要サーバーのデータセンターへの移設、各種セキュリティソフトの導入等の保護対策を実施しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に対する取り組み

イ．リスク管理基本規程に従って、当社グループの経営上の重大なリスクの洗い出しを行い、リスク管理表を更新いたしました。

ロ．社長を委員長とするリスク管理委員会を年４回開催し、具体的なリスクの対策検討や他社事例の研究等を行いました。

ハ．不測の事態の発生に備えて、非常事態等対策規程の見直しを行いました。

④ 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制に対する取り組み

イ．年度予算を策定し、毎月１回の定例取締役会で月次決算の内容および予算と実績の対比を報告しております。

ロ．全社および全組織の事業計画を策定し、半期と期末にフォローを実施いたしました。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制に対する取り組み

イ．リスク管理基本規程に従って、子会社の経営上の重大なリスクを洗い出し、その報告を受けて、対策を検討・実施いたしました。

ロ．子会社を含む当社グループの年度予算および事業計画を策定し、毎月１回子会社の代表者が参加する会議において、月次決算の内容および予算と実績の対比を報告させるとともに、当社取締役との間で経営課題の意見交換を行っております。

ハ．子会社管理規程において、「EAJ行動規範」、「コンプライアンス規程」、「内部通報制度運用規程」等、子会社も遵守すべき規程を定め、その遵守を徹底いたしました。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に対する取り組み

イ．監査役補助使用人を定め、監査役の指揮命令に従わせるとともに、上記(5)で掲げた体制で定めている監査役への報告義務を当社グループ内に周知しております。

ロ．取締役会、部長会への監査役の出席を求めるとともに代表取締役社長、内部監査人、会計監査人との情報交換の場を定期的に設け、監査役監査の実効性の確保に継げております。

ハ．監査役会の計画どおり監査役の往査費用、日本監査役協会費用等を支出しています。

⑺ 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,751,500	流動負債	1,255,569
現金及び預金	732,053	買掛金	9,291
売掛金	173,189	短期借入金	680,000
仕掛品	91,484	一年内返済予定の長期借入金	76,656
立替金	688,061	未払金	46,810
繰延税金資産	5,737	未払法人税等	25,802
その他	61,244	前受金	68,807
貸倒引当金	△270	前受収益	207,087
固定資産	296,860	その他	141,113
有形固定資産	103,885	固定負債	124,137
建物	17,271	長期借入金	107,818
器具及び備品	86,613	繰延税金負債	13,299
無形固定資産	143,561	その他	3,019
ソフトウェア	116,945	負債合計	1,379,706
ソフトウェア仮勘定	26,616	（純資産の部）	
投資その他の資産	49,414	株主資本	624,911
繰延税金資産	1,933	資本金	301,108
その他	47,480	資本剰余金	202,926
		利益剰余金	120,990
		自己株式	△113
		その他の包括利益累計額	39,584
		繰延ヘッジ損益	△725
		為替換算調整勘定	40,309
		新株予約権	4,157
		純資産合計	668,653
資産合計	2,048,360	負債純資産合計	2,048,360

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		2,530,977
売上原価		1,942,125
売上総利益		588,852
販売費及び一般管理費		453,655
営業利益		135,196
営業外収益		
受取利息	1,135	
助成金収入	4,118	
貸倒引当金戻入額	2,966	
還付消費税等	2,973	
その他	422	11,616
営業外費用		
支払利息	6,656	
為替差損	8,185	
株式交付費	300	
その他	302	15,444
経常利益		131,367
特別損失		
固定資産除却損	3,776	3,776
税金等調整前当期純利益		127,591
法人税、住民税及び事業税	34,668	
法人税等調整額	3,810	38,479
少数株主損益調整前当期純利益		89,112
少数株主損失		△395
当期純利益		89,507

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	297,483	211,434	31,482	△113	540,286
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	3,625	3,625			7,250
剰余金の配当		△12,133			△12,133
当期純利益			89,507		89,507
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	3,625	△8,508	89,507	－	84,625
当期末残高	301,108	202,926	120,990	△113	624,911

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	282	53,586	53,869	－	395	594,552
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						7,250
剰余金の配当						△12,133
当期純利益						89,507
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,008	△13,276	△14,285	4,157	△395	△10,523
連結会計年度中の変動額合計	△1,008	△13,276	△14,285	4,157	△395	74,101
当期末残高	△725	40,309	39,584	4,157	－	668,653

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,553,878	流動負債	1,250,378
現金及び預金	557,919	買掛金	9,291
売掛金	173,649	短期借入金	680,000
仕掛品	91,484	一年内返済予定の長期借入金	76,656
立替金	681,331	未払金	103,312
前渡金	2,362	未払費用	29,838
前払費用	34,698	未払法人税等	24,171
繰延税金資産	5,148	前受金	66,461
その他	7,556	預り金	25,870
貸倒引当金	△270	前受収益	205,549
固定資産	299,693	その他	29,227
有形固定資産	50,561	固定負債	107,818
建物	15,648	長期借入金	107,818
器具及び備品	34,913	負債合計	1,358,196
無形固定資産	135,021	（純資産の部）	
ソフトウェア	108,405	株主資本	491,944
ソフトウェア仮勘定	26,616	資本金	301,108
投資その他の資産	114,110	資本剰余金	202,926
関係会社株式	77,956	資本準備金	87,108
出資金	3,600	その他資本剰余金	115,817
繰延税金資産	1,933	利益剰余金	△11,977
その他	30,620	その他利益剰余金	△11,977
		自己株式	△113
		評価・換算差額等	△725
		繰延ヘッジ損益	△725
		新株予約権	4,157
		純資産合計	495,376
資産合計	1,853,572	負債純資産合計	1,853,572

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		2,498,619
売上原価		1,958,767
売上総利益		539,851
販売費及び一般管理費		450,309
営業利益		89,542
営業外収益		
受取利息	104	
助成金収入	1,850	
貸倒引当金戻入額	2,966	
還付消費税等	2,973	
その他	205	8,100
営業外費用		
支払利息	6,653	
株式交付費	300	
為替差損	9,757	
その他	90	16,802
経常利益		80,840
特別損失		
固定資産除却損	3,726	
関係会社株式評価損	357	4,084
税引前当期純利益		76,755
法人税、住民税及び事業税	21,569	
法人税等調整額	△6,722	14,846
当期純利益		61,908

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から 平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	297,483	123,483	87,950	211,434	△73,885	△73,885	△113	434,918
事業年度中の変動額								
新株の発行	3,625	3,625		3,625				7,250
準備金から剰余金への振替		△40,000	40,000	－				－
剰余金の配当			△12,133	△12,133				△12,133
当期純利益					61,908	61,908		61,908
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								－
事業年度中の変動額合計	3,625	△36,374	27,866	△8,508	61,908	61,908	－	57,026
当期末残高	301,108	87,108	115,817	202,926	△11,977	△11,977	△113	491,944

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	282	282	－	435,201
事業年度中の変動額				
新株の発行				7,250
準備金から剰余金への振替				－
剰余金の配当				△12,133
当期純利益				61,908
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△1,008	△1,008	4,157	3,149
事業年度中の変動額合計	△1,008	△1,008	4,157	60,175
当期末残高	△725	△725	4,157	495,376

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月18日

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　栗　栖　　孝　彰　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　平　井　　清　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月18日

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　栗　栖　　孝　彰　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　平　井　　清　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果
(1)事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3)連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月23日

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社　監査役会
常勤監査役　榊　原　牧　子　㊞
社外監査役　勝　田　和　行　㊞
社外監査役　三　宅　秀　夫　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

利益分配につきましては、当社は、株主のみなさまへの利益還元を最も重要な課題のひとつと考えて経営にあたっております。従って、経営基盤の強化と長期的な事業発展のための内部留保の充実に留意しながらも、出来る限り継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、普通株式１株につき金５円といたしたいと存じます。

なお、平成27年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。期末配当は分割後の株式が対象となるため、１株当たり配当金は減少していますが、前年実績と実質同額の配当となります。

期末配当に関する事項

(1)　配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2)　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金５円　　総額は12,249,260円

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成28年３月28日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年５月１日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。
つきましては、当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2)会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行取締役以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条第２項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第29条第２項の変更につきましては各監査役の同意を得ております。

(3)機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により実施することができるよう、規定を新設するものであります。

(4)その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うとともに、一部文言の修正を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第3条　（条文省略）	第1条～第3条　（現行どおり）
（機関） 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 （4）会計監査人	（機関） 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査等委員会 （削除） （3）会計監査人
第5条～第10条　（条文省略）	第5条～第10条　（現行どおり）
（基準日） 第11条　当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有す株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 2．この定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して一定の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。	（基準日） 第11条　当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 2．この定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

現行定款	変更案
（株式取扱規程） 第12条　株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第12条　株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第13条～第17条　（条文省略）	第13条～第17条　（現行どおり）
（議事録） 第18条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果の他法令に定められた事項については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名し、本店にこれを保存する。	（議事録） 第18条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名し、本店にこれを保存する。
（員数） 第19条　当会社の取締役は、10名以内とする	（員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。
（選任方法） 第20条　当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2.　（条文省略） 3.　（条文省略）	（選任方法） 第20条　当会社の取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。 2.　（現行どおり） 3.　（現行どおり）

現行定款	変更案
（新設）	4．法令またはこの定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
（新設）	5．前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（任期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	2．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2．補欠または増員で就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	3．補欠または増員で就任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

現行定款	変更案
（新設）	4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第22条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。	2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。
第23条　（条文省略）	第23条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

現行定款	変更案
（取締役会の決議） 第25条　取締役会の決議は、議決権に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議方法） 第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（重要な業務執行の決定の取締役への委任） 第26条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会決議によって、取締役会において決議すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（議事録） 第26条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果の他、法令に定められた事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名し、本店にこれを保存する。	（議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名し、本店にこれを保存する。
第27条　（条文省略）	第28条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（取締役の責任免除） 第29条　（条文省略） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第30条　（現行どおり） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章　監査役および監査役会	（削除）
（員数） 第30条　当会社の監査役は、5名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第31条　当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現行定款	変更案
3. 当会社は、会社法第329条第2項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。	
（任期） 第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。	（削除）
（常勤監査役） 第33条　監査役会は、監査役の中から互選により常勤監査役を選定する。	（削除）

現行定款	変更案
（監査役会の招集通知） 第34条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2．前項の規定は監査役全員の同意がある場合に、招集手続きを経ないで監査役会を開催することを妨げない。	（削除）
（監査役会の決議の方法） 第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役会の議事録） 第36条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（削除）
（監査役会規程） 第37条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（報酬等） 第38条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

現行定款	変更案
（監査役の責任免除） 第39条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 2．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
（新設）	第5章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会） 第31条　監査等委員会は、全ての監査等委員である取締役で組織する。 2．監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第32条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2．前項の規定は監査等委員全員の同意がある場合に、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することを妨げない。

現行定款	変更案
（新設）	（監査等委員会の決議方法） 第33条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会の議事録） 第34条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。
（新設）	（監査等委員会規程） 第35条　監査等委員会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第40条～第41条　（条文省略）	第36条～第37条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第42条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第43条～第44条　（条文省略）	第39条～第40条　（現行どおり）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第41条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

現行定款	変更案
（新設）	（剰余金の配当の基準日） 第42条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2.当会社の中間配当の基準日は、毎年６月30日とする。 3.前2項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（剰余金の配当） 第45条　当会社の剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し支払うものとする。	（削除）
（中間配当金） 第46条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	（削除）
第47条　（条文省略）	第43条　（現行どおり）
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第1条　当会社は、第13回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員（６名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）について、５名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	吉田（よしだ）一正（かずまさ） （昭和30年４月３日）	昭和58年４月　山一證券株式会社入社 平成４年10月　CICユニオンユーロピエンヌ銀行駐日レプレゼンタティブ就任 平成６年６月　ワールドアクセスジャパン株式会社代表取締役就任 平成８年11月　エクサン証券（現BNPパリバ証券）駐日代表就任 平成15年10月　当社　代表取締役社長就任（現任） 平成17年７月　EJUS（注２）代表取締役就任 平成17年11月　EJS（注３）取締役就任（現任） 平成18年１月　EJC（注４）董事長就任（現任） 平成19年５月　EJT（注５）取締役就任（現任） 平成24年３月　EJB（注６）取締役就任（現任） 平成27年４月　EJUS取締役就任（現任）	852,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	石井弘之（昭和33年５月28日）	昭和56年４月　日本鉱業株式会社（現 JXホールディングス株式会社）入社 平成７年２月　ユナム・ジャパン傷害保険株式会社（現 日立キャピタル損害保険株式会社）入社 平成12年11月　インターナショナルエスオーエス株式会社　日本法人支配人 アシスタンストラベルジャパン株式会社　代表取締役就任 平成21年４月　株式会社テレコムスクエア入社　取締役就任 平成22年５月　ヒル・アンド・アソシエイツ・ジャパン株式会社　代表取締役就任 G4Sマネージメント･サービシズ（アジア太平洋）日本担当ディレクター 平成25年１月　オーサルス・ソリューションズ株式会社代表取締役就任 平成25年３月　当社入社　取締役副社長就任（現任） 平成26年２月　営業部、B1事業部門担当（注７）（現任） 平成26年３月　B2事業部門担当（注８）（現任） 平成27年３月　EJC董事兼総経理就任（現任）	1,000株
3	前川義和（昭和20年４月21日）	昭和44年７月　大阪ガス株式会社入社 平成13年６月　株式会社ガスアンドパワーインベストメント（現 株式会社ガスアンドパワー）取締役就任 平成16年６月　同社　常務取締役就任 平成17年７月　株式会社コーディネイツ大阪　顧問 平成21年12月　当社入社　顧問 平成22年３月　当社常勤監査役就任 平成25年３月　当社常務取締役就任（現任）、管理部担当（現任） 平成26年３月　当社　ＩＲ室長（現任）	16,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	千代隆明（ちよたかあき） （昭和46年６月25日）	平成７年７月　World Access, Inc.（現Allianz Global Assistance）入社 平成17年12月　当社入社　EJS社長 平成19年６月　EJC董事兼総経理 平成25年３月　当社取締役就任（現任）ネットワーク部担当（現任）、ネットワーク部長（現任） 平成26年２月　N事業部門担当（注９）（現任）、国際医療事業部長（現任） 平成26年３月　国際プロジェクト事業部長（現任）	6,400株
5	ソル・エーデルスタイン（Sol Edelstein） （昭和20年４月29日）	昭和48年９月　ピッツバーグ大学メッドセンター勤務 昭和56年９月　ジョージワシントン大学医学部教授就任（現任） 平成５年１月　World Access, Inc.（現Allianz Global Assistance）　代表取締役就任 平成12年４月　Vanter Ventures Inc.（現Vanter Cruise Health Services, Inc.）CEO就任（現任） 平成15年１月　当社代表取締役就任 平成15年10月　当社代表取締役辞任 当社取締役就任（現任） 平成17年７月　EJUS取締役就任 平成27年４月　EJUS代表取締役就任（現任）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．EJUSの正式名称はEmergency Assistance Japan （U.S.A.）, Inc.であります。
３．EJSの正式名称はEmergency Assistance Japan （Singapore） Pte. Ltd.であります。
４．EJCの正式名称は北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司であります。
５．EJTの正式名称はEmergency Assistance Thailand Co.,Ltd.であります。
６．EJBの正式名称はEmergency Assistance Bangladesh Co., Ltd.であります。
７．B1事業部門とは、RMS部及びCA部をいいます。
８．B2事業部門とは、CRMS部をいいます。
９．N事業部門とは、国際医療事業部及び国際プロジェクト事業部をいいます。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	榊原牧子（昭和20年４月17日）	平成７年11月　株式会社SOSジャパン（現インターナショナルSOSジャパン株式会社）入社 平成12年９月　ワールドアクセスジャパン株式会社入社 平成15年２月　当社入社 平成17年１月　当社メディカルアシスタンス部長 平成23年１月　当社国際医療支援推進室長 平成25年４月　当社国際医療事業部担当部長 平成26年３月　当社常勤監査役就任（現任）	3,200株
2	勝田和行（昭和20年４月12日）	昭和44年３月　日本生命保険相互会社入社 平成12年７月　同社　常勤監査役 平成13年６月　ニッセイ同和損害保険株式会社　監査役 平成16年６月　同社　常務取締役 平成20年６月　ニッセイ・ビジネス・サービス株式会社　代表取締役副社長 平成22年３月　当社監査役就任（現任）	6,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	三宅秀夫（みやけひでお） （昭和28年１月21日）	昭和55年９月　公認会計士登録　プライスウォーターハウス入所 平成６年７月　青山監査法人代表社員 平成７年８月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員 平成19年11月　三宅秀夫公認会計士事務所所長（現任） 平成19年11月　株式会社マネジメントエンジン・ジャパン代表取締役（現任） 平成22年３月　当社監査役就任（現任）	6,400株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．勝田和行氏及び三宅秀夫氏は、社外取締役候補者であります。

３．当社は、勝田和行氏及び三宅秀夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

４．勝田和行氏につきましては、保険会社の取締役及び監査役、日本経営倫理学会理事としての経験を当社の監査等委員会体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

５．三宅秀夫氏につきましては、公認会計士の資格を有しており、企業会計等に関する専門的な知識・経験を当社の監査等委員会体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

６．各候補者が原案どおり選任された場合、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社と各氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。

第４号議案が原案どおり承認された場合における、監査等委員である取締役榊原牧子氏の補欠として久保公雄氏を、監査等委員である社外取締役勝田和行氏及び三宅秀夫氏の補欠として岡野秀章氏を、それぞれ選任することをお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	久保公雄（くぼきみお） （昭和18年３月12日）	昭和40年４月　大阪ガス株式会社入社 平成４年10月　オージー警備防災株式会社（現 大阪ガスセキュリティサービス株式会社）代表取締役専務就任 平成12年６月　同社　代表取締役社長就任 平成16年６月　株式会社オージーキャピタル監査役就任 平成20年10月　当社内部監査室長 平成22年10月　当社顧問	3,200株
2	岡野秀章（おかのひであき） （昭和44年５月19日）	平成５年10月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 平成10年８月　大阪ガス株式会社入社 平成20年７月　岡野公認会計士事務所開設（現任） 平成20年12月　SHO-BI株式会社監査役 平成27年12月　SHO-BI株式会社取締役(監査等委員)（現任）	200株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
　　２．岡野秀章氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3．岡野秀章氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏が公認会計士及び税理士の資格を有しており、企業会計等に関する専門的な知識・経験を当社の監査等委員会体制に活かしていただくためであります。なお、同氏はこれまで会社経営に関与しておりませんが、上記の理由により、適切に職務を遂行することができるものと考えております。
4．各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社と各氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、平成24年３月23日開催の第９回定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただき、今日に至っております。第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額150,000千円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものです。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとします。

現在の取締役は６名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は５名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額50,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきお諮りするものです。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役２名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都文京区春日一丁目16番21号　文京シビックセンター26階
スカイホール
電話：03-5803-1100

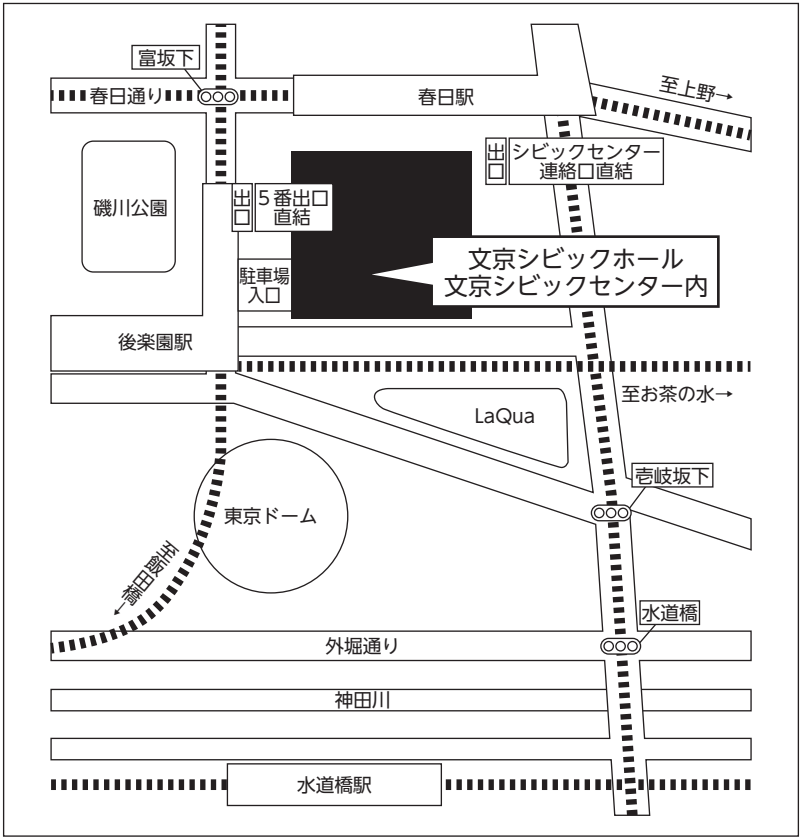

■交通のご案内
・東京メトロ丸ノ内線・南北線　後楽園駅直結
・都営地下鉄三田線・大江戸線　春日駅（文京シビックセンター前）文京シビックセンター連絡口直結
・JR中央・総武線水道橋駅から徒歩約10分
※なお、駐車場の準備はしておりませんので、ご来場に際しましては公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。